

吸收合併に係る事後備置書類

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

平成 28 年 2 月 12 日

株式会社 創健社

吸收合併に係る事後開示書類

会社法第 801 条第 1 項の定めに従い、下記のとおり当社が承継した株式会社おいしい（以下、「おいしい」といいます。）の権利義務その他の吸收合併契約に関する事項として会社法施行規則第 200 条で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

記

1. 吸收合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

平成 28 年 2 月 1 日

2. 吸收合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号イ）、会社法第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号ロ）

（1）吸收合併をやめることの請求（会社法第 784 条の 2）

おいしいでは、会社法第 784 条の 2 の規定に基づく株主からの吸收合併の差止請求はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

おいしいでは、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づく株主からの株式買取請求はありませんでした。

（3）新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

おいしいは、新株予約権を発行しておりませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

（4）債権者異議手続（会社法第 789 条）

おいしいは、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、平成 27 年 11 月 10 日付の官報において、債権者に対して、本吸收合併に対する異議申述の公告を行い、かつ、同日付で知れたる債権者に対して本吸收合併に対する異議申述の各別の催告を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 吸收合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号イ）、会社法第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号ロ）

（1）吸收合併をやめることの請求（会社法第 796 条の 2）

当社では、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく株主からの吸收合併の差止請求はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

当社は、会社法第 797 条第 3 項および第 4 項の規定に基づき、平成 27 年 11 月

10日付の電子公告を行いましたが、同条第1項の規定に従い当社に対して株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議（会社法第799条）

当社は、会社法第799条第2項および第3項の規定に基づき、平成27年11月10日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本吸収合併の効力発生日である平成28年2月1日をもって、おいしいの資産、負債およびその他の権利義務一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録された事項（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

本吸収合併に係る変更の登記は、平成28年2月12日に申請する予定です。

7. 前各号に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

該当事項はありません。

以上

平成28年2月12日

神奈川県横浜市神奈川区片倉二丁目37番11号

株式会社 創健社

代表取締役社長 中村 靖



別紙

吸收合併に係る事前備置書類

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

(略式吸收合併)

平成 27 年 11 月 10 日

株式会社 おいしい

吸収合併に係る事前開示書類

当社は、株式会社創健社（以下「創健社」といいます。）との合併に際し、会社法第782条第1項の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他会社法施行規則第182条で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

平成27年11月9日付で当社と創健社が締結した吸収合併契約書は別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

吸収合併存続会社である創健社は、吸収合併消滅会社である当社の全株式を所有していますので、本吸収合併による吸収合併消滅会社の株主に対する吸収合併存続会社の株式または株式に代わる金銭等の交付はございません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

(1) 吸収合併存続会社

①最終事業年度に係る計算書類等

創健社の最終事業年度に係る計算書類等は別紙2のとおりです。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は発生しておりません。

6. 吸収合併が効力を生じる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

当社および創健社の最終事業年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の末日の貸借対照表における資産の額は、その負債の額を上回っています。平成27年4月1日以降本日までの間、本吸収合併後における当社および創健社の債務の履行に支障を及ぼすよう

な損益状況は生じておりません。また、本吸収合併後の創健社における資産の額は、その負債の額を上回ることが見込まれています。本吸収合併後の創健社の財務および損益の状況については、創健社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されておりません。

以上により、本吸収合併後における創健社の債務について履行の見込みはあるものと判断しています。

以上

平成 27 年 11 月 10 日

群馬県太田市岩瀬川町 531 番地 1

株式会社 お い し い

代表取締役社長 坂本 敦



別紙1

合併契約書

合併契約書

株式会社創健社（以下「甲」という。）と株式会社おいしい（以下「乙」という。）とは、両社の合併に関する次の契約を締結する。

第1条 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。

2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店は、以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号 株式会社創健社

本店 神奈川県横浜市神奈川区片倉二丁目37番11号

(2) 吸収合併消滅会社

商号 株式会社おいしい

本店 群馬県太田市岩橋川町531番地1

第2条 甲は、乙の全株式を所有しているため、乙の株主に対してその株式に代わる金銭等の交付は行わないものとする。

第3条 本合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第4条 会社法施行規則第196条に定める算定基準日は平成27年12月31日とする。

第5条 甲及び乙の合併効力発生日は平成28年2月1日とする。ただし、前日までに合併に必要な手続きが遂行できないときは、甲及び乙が協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第6条 乙は、平成27年3月31日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算書を基礎とし、これに合併効力発生日前までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を合併効力発生日において甲に引き継ぐ。

2 乙は、平成27年4月1日以降、合併効力発生日に至るまでの間に生じたその資産、負債の変動については、別に計算書を添付して、その内容を甲に明示しなければならない。

第7条 甲及び乙は、本契約締結後、合併効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理を行う。

第8条 甲は、合併効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として雇用する。

2 勤続年数は、この計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については甲及び乙が協議して決定する。

第9条 本契約締結の日から合併効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲もしくは乙の資産状態または経営状態に重大な変更が生じた場合または隠れたる瑕疵が発見された場合には、本契約を変更または解除することができる。

第10条 乙は、合併に際して退任するそれぞれの役員に対して退職慰労金を支給しない。

第11条 本契約は法令に定められた関係官庁等の許認可がない場合には、その効力を失うものとする。

第12条 本契約に規定のない事項または本契約書の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ解決する。

以上本契約締結の証として本契約書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

平成27年11月9日

甲 神奈川県横浜市神奈川区片倉二丁目37番11号

株式会社 創健社

代表取締役社長 中村 執



乙 群馬県太田市岩瀬川町531番地1
株式会社 おいしい

代表取締役社長 坂本 敦



計算書類等

(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

- ・事業報告
- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表
- ・監査報告書

株式会社 創健社

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）におけるわが国経済は、政府による経済政策や日本銀行による金融政策の効果により、企業収益の改善や雇用環境の改善など景気は緩やかな回復傾向の兆しがみられました。一方、円安による原材料価格やエネルギーコストが上昇し、消費税率再引き上げが延期されたというものの、先行き不透明感を払拭できない状況で推移しました。

当社グループを取り巻く食品業界におきましては、昨年4月以降の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や夏場の天候不順などの影響により、また消費者の節約志向から厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境の下、当社グループは第3次中期経営計画『50周年を迎える、新購買層への更なるアプローチ（平成26年4月1日から平成29年3月31日まで）』の初年度となります当連結会計年度におきましては、売上高拡大のための各種の施策の展開により、売上総利益の額を増加させ、営業利益の確保を図るため、役員・社員一丸となって取り組んでまいりました。

当連結会計年度における当社グループの商品品目別売上高につきましては、「油脂・乳製品」がマーガリン及びべに花油等の売上減があったものの、えごま油及びココナッツオイル等の売上増により、前連結会計年度比1億12百万円増(19.2%増)の6億97百万円、「嗜好品・飲料」が夏場の天候不順の影響により野菜果汁飲料等の売上減があったものの、チョコレート及び梅果肉ドリンク並びにドーナツ等の売上増により、前連結会計年度比33百万円増(4.8%増)の7億45百万円となりました。しかしながら、「調味料」が、有精卵マヨネーズ及びえごまドレッシング等の売上増があったものの、液体だし及び顆粒だし等の売上減により、前連結会計年度比35百万円減(2.8%減)の12億34百万円、「その他」が、スチームオーブン及び虫除けスプレー等の売上増があったものの、小型空気清浄機等の売上減により、前連結会計年度比28百万円減(19.2%減)の1億18百万円、「栄養補助食品」がコラーゲン等の売上増があったものの、キダチアロエ及び青汁等の売上減により、前連結会計年度比15百万円減(7.2%減)の2億1百万円、「副食品」が熟成発酵黒にんにく及びお節商品等の売上増があったものの、いわし・ツナ缶詰及びパスタ等の売上減により、前連結会計年度比14百万円減(1.5%減)の9億24百万円、「乾物・雑穀」が押麦及び雑穀等の売上増があったものの、黒米及び餅きび等の売上減により、前連結会計

年度比10百万円減(3.2%減)の3億7百万円となりました。

この結果、全体の売上高は、42億29百万円(前連結会計年度比42百万円増、1.0%増)となりましたが、売上総利益率は25.7%と前連結会計年度比0.6ポイント減となりました。販売費及び一般管理費は11億44百万円(前連結会計年度比56百万円増、5.2%増)となり、営業損益につきましては、営業損失59百万円(前連結会計年度は営業利益12百万円)となり、経常損益につきましては、経常損失55百万円(前連結会計年度は経常利益13百万円)という結果にて終了しました。また、当期純損益につきましては、投資有価証券売却益1億6百万円の特別利益の発生があり、当期純利益38百万円(前連結会計年度比29百万円増、30.7.1%増)となりました。

品目別主要商品の状況

当社グループの事業は単一セグメントであり、当連結会計年度の販売及び仕入実績をセグメントごとに示すことができないため、品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別主要商品販売構成

品目別	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)			主要商品
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	前連結 会計年度比	
	585,108	14.0	697,475	16.5	19.2%増	マーガリン・べに花油・えごま油・オーリーブ油・ココナッツオイル
油脂・乳製品						
調味料	1,270,587	30.3	1,234,851	29.2	2.8%減	醤油・味噌・砂糖・塩・酢・カレー・シチュー・マヨネーズ・ドレッシング・液体だし・顆粒だし
嗜好品・飲料	711,699	17.0	745,620	17.6	4.8%増	菓子・野菜果汁飲料・お茶・ドライフルーツ
乾物・雑穀	317,744	7.6	307,600	7.3	3.2%減	小麦粉・パン粉・米・黒米・雑穀・鰹節・昆布・ひじき・蓮根粉・ハトムギ粒・餅きび・押麦
副食品	938,417	22.4	924,241	21.8	1.5%減	ジャム・スープ・レトルト食品・麵類・缶詰・熟成発酵黒にんにく・パンケーキ粉・らっきょう甘酢漬・お節商品
栄養補助食品	217,469	5.2	201,901	4.8	7.2%減	青汁・キダチアロエ・梅エキス・ユーチューナ・ハトムギ酵素・乳酸菌・天茶エキス・コラーゲン
その他	146,081	3.5	118,020	2.8	19.2%減	トイレタリー・機械器具・化粧品・虫よけスプレー
合 計	4,187,107	100.0	4,229,712	100.0	1.0%増	-

品目別主要商品仕入構成

品目別	仕入高(千円)	構成比(%)	前連結会計年度比
油脂・乳製品	528,851	16.8	20.7%増
調味料	919,524	29.2	5.0%減
嗜好品・飲料	555,829	17.7	5.0%増
乾物・雑穀	246,112	7.8	4.0%減
副食	634,413	20.2	0.8%減
栄養補助食品	136,202	4.3	5.3%減
その他の	124,078	4.0	0.7%減
合計	3,145,011	100.0	1.4%増

(2) 設備投資等の状況

特記すべき設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として2億40百万円の調達を実施しました。

(4) 対処すべき課題

第3次中期経営計画『50周年を迎える新購買層への更なるアプローチ』の2年目となります翌連結会計年度におきましては、既存の得意先の新しい顧客を増やすことにもつながるよう、新しい顧客層やその予備軍が多く存在しているマーケットを積極的に開拓、育成し、当社グループブランド商品の新しいファン作りに注力するとともに、海外への輸出を検討し、営業利益を安定的なものへとするため、売上高と売上総利益額の拡大を図る以下の施策に役員・社員一丸となって取り組む所存でございます。

① 新規得意先の開拓

新規購買客を増やすために、当社グループブランドの新しいファン予備軍と思われる方々（例えば、社会に出る前の若い方・美と健康を意識されている方・出産をひかえている方・子育て中の方・自然志向の生活をしている方・料理好きな方・体調を気にされている方など）が多く存在していると予想されるマーケットに対し、積極的に営業を行い新しい販売チャネルの開拓と育成を目指します。

② 当社グループブランド商品のリニューアル及び新規開発

既存の当社グループブランド商品を新規顧客層に受け入れてもらいやすくするために、内容や形状の変更を積極的に行います。また、当連結会計年度までデフレ傾向で減少気味だった売上総利益率の見直しが可能になるよう当社グループらしいオリジナリティのある商品の開発を積極的に行います。

③ 他社取扱商品の増加

適正在庫を見据えつつ、当社取扱商品品質基準に適合した他社商品の取り扱いを増やします。

④ オーガニック商品の発掘と販売

市場で根付き始め、今後ますます増加すると予測される高品質な国内外のオーガニック商品を積極的に開発及び発掘し販売いたします。

⑤ ジロロモーニブランドの再拡売

平成19年に発売を開始したジロロモーニシリーズの更なるマーケットの開発のため、従来の売り場での販売強化はもちろん、プロ好みの仕様を生かして業務用としての販売に注力いたします。そのために直接ジロロモーニの世界を味わっていただけるよう、平成27年1月に西麻布にあるオーガニックレストランciao bella（チャオベッラ）が運営している東京大学医科学研究所敷地内のカフェをciao bella with GIROLOMONIとしてリニューアルオープンしていただき、当社もその協力をさせていただいており、結果を見ながら、今後GIROLOMONI Café 展開の検討をしてまいります。

⑥ コミュニケーションワードの更なる浸透化

当社のコミュニケーションワードでありますLOVE FOOD PEACEをさらに社会に浸透させるために、当社内に新たなプロジェクトチーム「食と暮らしの未来総研（創健）」を立ち上げ、商品開発、営業販促、広告宣伝などのあらゆる当社グループ企業活動のベース作りと活動を行ってまいります。

⑦ 当社グループブランド商品の輸出の検討

将来の可能性と売上拡大を模索するために翌連結会計年度より中国、中東での当社グループブランド商品の販売を検討してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区分	期別	第45期 平成24年3月期	第46期 平成25年3月期	第47期 平成26年3月期	第48期 平成27年3月期 (当連結会計年度)
売上高		4,215,151	4,034,170	4,187,107	4,229,712
営業利益又は 営業損失(△)		32,943	△2,042	12,106	△59,184
経常利益又は 経常損失(△)		31,293	2,350	13,632	△55,860
当期純利益		28,359	3,242	9,547	38,864
1株当たりの当期純利益		4円02銭	0円46銭	1円35銭	5円51銭
総資産		2,580,737	2,554,937	2,575,024	2,671,734
純資産		946,836	969,866	981,750	1,018,188

[第45期] 平成24年3月期

第45期につきましては、売上高は前連結会計年度比2.4%の増収（主な品目は副食品117,230千円増、嗜好品・飲料70,735千円増、栄養補助食品7,116千円増）となりましたが、販売費及び一般管理費が38,143千円増加したことにより、経常利益31,293千円（前連結会計年度比39.8%減）、当期純利益は28,359千円（前連結会計年度比28.3%減）となりました。

[第46期] 平成25年3月期

第46期につきましては、売上高は前連結会計年度比4.3%の減収（主な品目は調味料50,467千円減、嗜好品・飲料42,333千円減、油脂、乳製品34,629千円減）となりましたが、販売費及び一般管理費が31,289千円減少したことにより、経常利益2,350千円（前連結会計年度比92.5%減）、当期純利益は3,242千円（前連結会計年度比88.6%減）となりました。

[第47期] 平成26年3月期

第47期につきましては、売上高は前連結会計年度比3.8%の増収（主な品目は油脂、乳製品58,829千円増、副食品49,195千円増、調味料49,192千円増）となりましたが、販売費及び一般管理費は前連結会計年度並みとなつたため、経常利益13,632千円（前連結会計年度比480.1%増）、当期純利益は9,547千円（前連結会計年度比194.5%増）となりました。

[第48期] 平成27年3月期

第48期（当連結会計年度）につきましては、前記「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
高橋製麺株式会社	72,920千円	100.00%	即席麺の製造、食品等の小分け及び販売
株式会社 おいしい	40,000	100.00	主に食品等の通信販売

(注) 当社は、平成27年3月20日付で高橋製麺株式会社の取締役会の決議により、故高橋千代子会長から高橋製麺株式会社の株式20千株の遺贈を受け、当社の議決権比率が96.66%から100.00%になりました。また、同日に当社は、高橋製麺株式会社の株式500千株を同社の募集株式発行の申込みにより取得しました。

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループの事業は、食べ物による健康作りを目指し、安全性、栄養性を追求した食品の企画、製造、販売を営んでおります。

(8) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

① 当社

本社 神奈川県横浜市神奈川区
支店及び営業所等

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
横浜支店	神奈川県 横浜市神奈川区	物流センター	群馬県 みどり市
大阪支店	大阪府 大阪市淀川区	受注センター	群馬県 太田市
名古屋支店	愛知県 名古屋市西区	直 営 店	神奈川県 横浜市港南区
福岡営業所	福岡県 福岡市博多区		

(注) 平成27年1月に福岡営業所を移転いたしました。

② 子会社

高橋製麺株式会社
本社埼玉県鴻巣市

株式会社 おいしい
本社 群馬県太田市

(9) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

企業集団の従業員の状況

従業員数 46名（前期末比増減なし）

平均年齢 44.6歳

平均勤続年数 18.6年

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員等の計31名を除いております。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成27年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社横浜銀行	406,610千円
株式会社三井住友銀行	131,800
株式会社東日本銀行	84,717
株式会社商工組合中央金庫	38,960
株式会社埼玉りそな銀行	30,480

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
 (2) 発行済株式総数 7,048,241株（自己株式6,759株を除く。）
 (3) 株主数 1,235名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
中村 靖	839	11.91
中村 澄子	782	11.09
創健会（取引先持株会）	599	8.49
太田油脂株式会社	590	8.37
株式会社横浜銀行	317	4.49
有限会社タカ・エンタープライズ	196	2.78
原田 こずえ	189	2.69
創健社従業員持株会	172	2.45
月島食品工業株式会社	172	2.45
福岡 文三	133	1.88

(注) 持株比率は自己株式（6,759株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 村 靖	経営全般 株式会社おいしい 取締役
取 締 役	本 田 次 男	管理本部長 高橋製麺株式会社 取締役
取 締 役	岸 本 英 喜	営業本部長
取 締 役	藤 川 清 士	管理本部副本部長
取 締 役	山 田 一斗資	商品本部長
常 勤 監 査 役	大 石 信 久	
監 査 役	的 場 堅 志	
監 査 役	鈴 木 久 衛	税理士

(注) 1. 的場堅志及び鈴木久衛の両氏は、社外監査役であります。

なお、当社は、的場堅志及び鈴木久衛の両氏を株式会社東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に対し届出を行っております。

2. 監査役鈴木久衛氏は、税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 平成27年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏 名	新 担 当	旧 担 当
藤 川 清 士	取締役経営企画室長	取締役管理本部副本部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	35,100千円
監 査 役	4名	9,483千円（うち社外監査役 3名 4,528千円）
合 計	9名	44,583千円（うち社外役員 3名 4,528千円）

- (注) 1. 上記の支給額には当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。
2. 当期末の監査役の員数は3名であります。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、平成26年6月27日開催の第47回定時株主総会で辞任により退任いたしました監査役1名（社外監査役）を含んでいます。
3. 上記の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与については含んでおりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 主な活動状況

監査役的場堅志氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち13回(92.9%)に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち13回(92.9%)に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役鈴木久衛氏は、平成26年6月27日就任以降当事業年度開催の取締役会10回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会10回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的な見地から有益な発言を行っております。

② 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかつたことなどもありまして、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることができましたので、平成27年6月26日開催予定の第48回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人保森会計事務所

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	20,000千円
-----------------	----------

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円
---------------------------------	----------

(注) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることいたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

5. 会社の体制及び方針

職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について、内部統制システム構築の基本方針を取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発教育を実施する。また、取締役並びに使用人が法令に違反する行為を発見した際には、速やかに総務経理部長に通報するとともに、通報者が不利益を被ることのないよう内部通報制度を構築するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 組織横断的なリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置するとともに、「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築するものとする。また、リスクのうちコンプライアンス、環境及び情報セキュリティーに関しては、専管する組織を設置し、規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うものとする。なお、新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとする。
- ② 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て、取締役会で執行決定を行うものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。

③ 中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、経営会議において、定期的に各事業部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの相互密接な連携を図り、経営の効率的・効果的運営を実施する子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、親会社から取締役及び監査役が非常勤の役員に就任して業務執行取締役の監督にあたる体制をとり、また、日常の業務執行に関し定期的な報告と重要案件について事前協議を求め、業務の適正を確保する。

また、当社の内部監査部門による監査の実施などグループ監査を実施し、業務の適正を確保する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は当社及びグループ各社の業務又は業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社及びグループ各社に損害を及ぼす事實を知った時は、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。
- ② 監査役は、会計監査人、内部統制委員会、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築し、整備、運用するものとする。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、また、これらの圧力に対しては警察等の外部機関や関係団体とも連携を図り、毅然とした姿勢で組織的に対応するものとする。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,010,697	流 動 負 債	1,042,465
現 金 及 び 預 金	1,069,498	支 払 手 形	49,307
受 取 手 形	15,999	買 掛 金	429,186
売 掛 金	648,844	短 期 借 入 金	250,000
有 価 証 券	42,328	1年内返済予定の長期借入金	193,548
商 品 及 び 製 品	206,239	リ 一 ス 債 務	7,492
原 材 料 及 び 貯 藏 品	7,144	未 払 金	57,299
前 渡 金	679	未 払 費 用	4,035
前 払 費 用	7,641	未 払 法 人 税 等	11,746
立 替 金	11,403	預 り 金	6,073
そ の 他	1,717	賞 与 引 当 金	10,123
貸 倒 引 当 金	△797	そ の 他	23,653
固 定 資 産	551,845	固 定 負 債	518,380
有 形 固 定 資 産	163,070	長 期 借 入 金	190,879
建 構 築 物	56,287	リ 一 ス 債 務	8,837
車両 運 搬 具	42	繰 延 税 金 負 債	16,883
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,423	退 職 給 付 引 当 金	181,741
リ 一 ス 資 産	10,255	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	93,800
土 地	15,399	長 期 預 り 保 証 金	26,239
建 設 仮 勘 定	79,033		
	627		
無 形 固 定 資 産	9,291		
ソ フ ト ウ エ ア	5,974	負 債 合 計	1,560,846
電 話 加 入 権	1,279		
そ の 他	2,037	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	379,483	株 主 資 本	965,246
投 資 有 価 証 券	126,698	資 本 金	920,465
関 係 会 社 株 式	94,110	資 本 剰 余 金	411,979
出 資	15	資 本 準 備 金	411,979
従 業 員 長 期 貸 付 金	225	利 益 剰 余 金	△366,013
破 産 更 生 債 権 等	125	そ の 他 利 益 剰 余 金	△366,013
差 入 保 証 金	28,796	繰 越 利 益 剰 余 金	△366,013
会 員 権	2,071	自 己 株 式	△1,183
保 險 積 立 金	121,833	評 価 ・ 換 算 差 額 等	36,450
長 期 前 払 費 用	532	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	36,450
そ の 他	5,700		
貸 倒 引 当 金	△625	純 資 産 合 計	1,001,697
資 産 合 計	2,562,543	負 債 純 資 産 合 計	2,562,543

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,082,031
売 上 原 価	3,051,615
売 上 総 利 益	1,030,415
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,071,531
営 業 損 失 (△)	△41,116
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	149
受 取 配 当 金	2,219
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	827
為 替 差 益	24
破 損 商 品 等 賠 償 金	268
業 務 受 託 手 数 料	1,200
仕 入 割 引	2,850
そ の 他	1,844
営 業 外 費 用	9,384
支 払 利 息	4,235
そ の 他	186
経 常 損 失 (△)	△36,153
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	703
投 資 有 価 証 券 売 却 益	106,969
特 別 損 失	107,673
固 定 資 産 除 却 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	71,519
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	13,128
当 期 純 利 益	58,391

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益 剰余金 合計	繰越利益剰 余金 合計				
	資本準備金	資本剰余金 合計								
当期首残高	920,465	411,979	411,979	△424,404	△424,404	△1,153	906,885			
当期変動額										
当期純利益				58,391	58,391		58,391			
自己株式の取得						△29	△29			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	58,391	58,391	△29	58,361			
当期末残高	920,465	411,979	411,979	△366,013	△366,013	△1,183	965,246			

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等合 計	
当期首残高	38,255	38,255	945,141
当期変動額			
当期純利益			58,391
自己株式の取得			△29
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,805	△1,805	△1,805
当期変動額合計	△1,805	△1,805	56,556
当期末残高	36,450	36,450	1,001,697

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法を採用しております。
その他有価証券	時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 33年～47年 工具、器具及び備品 2年～20年
無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
投資その他の資産	
長期前払費用	均等償却を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（期末自己都合要支給額）を計上しております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等（消費税及び地方消費税をいう。）の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等（控除対象外消費税及び地方消費税をいう。）は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対する債務 (資産)

現金及び預金（定期預金）	233,000千円
建物	38,208千円
土地	39,368千円
計	310,577千円

(上記に対する債務)

短期借入金	250,000千円
1年内返済予定の長期借入金	171,408千円
長期借入金	174,059千円
計	595,467千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 256,112千円

(3) 保証債務

関係会社である高橋製麺株式会社に対し、次の債務保証を行っております。

借入債務保証 58,140千円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	7,079千円
短期金銭債務	9,332千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	31,930千円
仕入高	117,757千円
営業取引以外の取引による取引高	1,202千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数 普通株式 6,759株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	当事業年度 (平成27年3月31日現在)
繰延税金資産	
繰越欠損金	111,606
賞与引当金損金算入限度超過額	3,313
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	30,033
退職給付引当金損金算入限度超過額	58,202
ゴルフ会員権等評価損	1,310
減損損失	15,848
その他	11,932
繰延税金資産小計	232,246
評価性引当金	△232,246
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△16,883
繰延税金負債合計	△16,883
繰延税金負債の純額	△16,883

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.29%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.73%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、31.96%となります。

この税率変更により損益に与える影響はありません。

6. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 142円12銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 8円28銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

1. 資本準備金の額の減少について

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の当社第48回定時株主総会におきまして、下記の通り資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議しております。

(1) 資本準備金の額の減少の目的

当社は、繰越利益剰余金の欠損額を補填し財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づく資本準備金の額の減少及び会社法第452条の規定に基づく剰余金の処分を行うものであります。また、資本準備金の柔軟な活用を可能とし、機動的な資本政策に備えるため、分配可能額を確保する目的で、資本準備金の額の減少を行い、会社法第156条第1項の規定に基づく自己株式を取得するものであります。

(2) 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の要領

当社の資本準備金の額411,979,304円のうち、379,849,304円を減少し、資本準備金の額を32,130,000円といたします。減少する資本準備金は全額をその他資本剰余金に振替えます。

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 366,013,751円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 366,013,751円

③ 増減後の剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 13,835,553円

繰越利益剰余金 0円

(3) 資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	平成27年5月15日
定時株主総会決議日	平成27年6月26日(予定)
債権者異議申述公告	平成27年6月29日(予定)
債権者異議申述最終期日	平成27年8月7日(予定)
資本準備金の額の減少の効力発生日	平成27年8月8日(予定)

2. 自己株式の取得について

(1) 取得に係る事項の内容

① 取得する株式の種類及び数

普通株式 50,000株を上限とする

② 株式を取得するとの引換えに交付する金銭の総額

12,650,000円を上限とする

③ 取得期間

平成27年8月10日から平成27年9月30日

(注) 上記内容については、平成27年6月26日に開催予定の当社第48回定時株主総会で「資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件」が承認可決され、その後の資本準備金の額の減少の効力発生日後、速やかに取締役会にて決議の上、行ってまいります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

株式会社 創健社

取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員 公認会計士 若林正和㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大東幸司㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社創健社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成27年5月15日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第48回定時株主総会に資本準備金の減少及び剰余金の処分について付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上のようにして、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上のようにして、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月26日

株式会社 創健社 監査役会

常勤監査役 大石信久印
社外監査役 的場堅志印
社外監査役 鈴木久衛印

以 上